

内閣参質第二三号

昭和二十五年二月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尙武殿

参議院議員小林勝馬君提出通行税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小林勝馬君提出通行税に関する質問に対する答弁書

今次税制改正の一環として国会に提出した通行税法改正案においては、国民の税負担の軽減合理化に資するため、三等の乗客に対する課税はその消費の性質からみて適当でないから、寝台料金に対するものを除いて今回これを廃止することとし、他方、奢侈的要素の濃い一等及び二等の乗客にはなお担税力があると考えられるから、その旅客運賃に対する税率を相当程度引き上げることとしている。何れも、シャウプ勧告の趣旨をとり入れ、消費の実体を勘案して税体系全体との権衡を考慮して考えたものである。船舶についても一、二等と三等との間には、この点で陸運におけると同様の差があると考えられるので、財政需要の現状をも考え、この程度の負担は適当である。